

京都府与謝野町・島根県津和野町・三重県明和町

災害時の相互応援に関する協定書

京都府与謝野町、島根県津和野町及び三重県明和町（以下「協定町」という。）は、地震等の大規模な災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定町のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生し、被災者支援等の応急対策の実施が十分にできない場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (4) 避難が必要な被災者の受け入れ
- (5) 町民等の災害救助ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請する被災町（以下「受援町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、協定市町に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話、ファクシミリ等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号の応援を要請する場合は、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第3号の応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定町は、前条の規定により応援の要請を受けた場合は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

2 応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から緊急に応援出動することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を実施するものとする。

（応急物資等の輸送）

第5条 応急物資、応援職員等の輸送については、原則として応援要請を受けた町（以下「応援町」という。）が行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第6条 協定町が前2条の規定に基づく応援に要した経費（輸送費を含む）は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として受援町が負担するものとする。

2 前項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度協定町が協議の上定めるものとする。

（応援町職員の指揮）

第7条 応援町から受援町に派遣された職員は、受援町の指揮により活動するものとする。

（効力の発生）

第8条 この協定書は、締結した日から効力を発するものとする。

（その他）

第9条 この協定書の実施に関し必要な事項またはこの協定書に定めていない事項については、協定町が協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、各町が署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年1月29日

京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1

与謝野町長 太田貴美

京都府与
謝郡与謝
野町長印

島根県鹿足郡津和野町日原54番地25

津和野町長 下森博之

島根県鹿足郡津和野町日原54番地25

三重県多気郡明和町大字馬之上945番地

明和町長 中井幸光

三重県多
気郡明和
町長印